

平成22年10月12日

第2222号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 建設業の許可の取り消し（485・由利地域振興局総務企画部）…………… 1
 ○道路の供用開始（486・平鹿地域振興局建設部）…………… 1

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活力創造課）…………… 1

告 示

秋田県告示第485号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年10月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成22年9月29日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
斎藤産業株式会社
にかほ市象潟町小滝字旭塚32番地3
代表取締役 齋 藤 茂
秋田県知事許可（般-21）第80729号
- 3 処分の内容
土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及び造園工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成22年9月27日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及び造園工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第486号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成22年10月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	横手大森大内線	横手市塚堀字塚腰113番1地先から字家西44番7まで

- 2 供用開始の期日 平成22年10月12日
- 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (1) 場所 平鹿地域振興局建設部用地課
 - (2) 期間 平成22年10月12日から同月25日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年10月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成22年9月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 あきた子どもネット
- 3 代表者の氏名
後 藤 節 子
- 4 主たる事務所の所在地
秋田市
- 5 定款に記載された目的
この法人は、次世代を担う子どもたちの健やかな成長を育む全ての人々が必要とする情報やサポート事業やサービスの提供、より幅広い活動をすべく子育て支援のネットワーク推進に関わる事業を行うことで、子育てに携わる人々とその子どもたちが安心して心豊かに育まれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更内容
残余財産の帰属

正 誤

平成22年9月17日（第2215号）掲載の秋田県告示第453号（優良図書の推奨）
（原稿誤り）

1 ページ表中、図書、番号1の欄

村守る、命 かけても	梁瀬 均 (秋田県出身)	は	村守る、命かけても 聖農・高橋正作伝	築瀬 均 (秋田県出身)	の誤り。
---------------	-----------------	---	-----------------------	-----------------	------

発行者 秋 田 県
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)
印刷所 株式会社 松原印刷社

秋田市山王四丁目1番1号
秋田市山王七丁目5番29号
電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005
URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>
秋田市山王七丁目5番29号

印刷者 松原 繁雄